

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たりるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算
- 昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算等
- 昭和五十九年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第四百五号

昭和五十九年二月七日専決処分した昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和58年度鳥取県一般会計補正予算

昭和58年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
8	土木費	鳥取空港整備事業費	千円 692,812
	4 港湾費	鳥取空港整備関連事業費	15,241
計			708,053

鳥取県告示第四百六号

昭和五十九年二月定例県議会で三月十六日議決された昭和五十八年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県立学校水産実習船

実習特別会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県管理立事業会計補正予算、昭和五十八年度鳥取県観光施設事業会計補正予算及び昭和五十八年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

昭和58年度鳥取県一般会計補正予算

昭和58年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,132,791千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,753,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 県 税	1 県 民 税	31,364,252	11,243	31,375,495	
	2 事 業 税	8,766,438	29,173	8,795,611	
	3 不 動 産 取 得 税	7,616,659	208,251	7,824,910	
	4 県 た ば こ 消 費 税	1,520,210	30,446	1,550,656	
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	1,397,595	48,034	1,349,561	
	7 自 動 車 税	3,200,226	467,837	2,732,389	
	10 自 動 車 取 得 税	4,420,206	54,883	4,365,323	
	11 軽 油 引 取 税	1,423,599	173,633	1,597,232	
	3 地 方 交 付 税	2,629,260	140,494	2,769,754	
	5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 地 方 交 付 税	71,061,962	2,141,405	73,203,367
		1 分 担 金	71,061,962	2,141,405	73,203,367
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金	4,873,022	204,965	4,668,057	
	1 分 担 金	1,410,822	9,660	1,401,162	

6 使用料及び手 数料	2 負担金	3,462,200 △	195,305	3,266,895
		3,508,780 △	85,262	3,423,518
	1 使用料	2,745,063 △	61,757	2,683,306
7 国庫支出金	2 手数料	763,717 △	23,505	740,212
		74,428,740 △	248,463	74,180,277
8 財産収入	1 国庫負担金	22,618,408 △	304,921	22,313,487
	2 国庫補助金	50,708,515	123,934	50,832,449
	3 委託金	1,101,817 △	67,476	1,034,341
9 寄附金	1 財産運用収入	994,278 △	5,067	989,211
	2 財産売却収入	373,761	2,571,453	2,945,214
		92,036 △	1,144	90,892
10 繰入金	1 寄附金	92,036 △	1,144	90,892
		6,575,218 △	2,868,232	3,706,986
	2 特別会計繰入金	546,398 △	7,632	538,766
	2 基金繰入金	6,028,820 △	2,860,600	3,168,220

12 諸収入	3 公営企業貸付 金元利収入	2,619,134 △	175,249	2,443,885
	4 貸付金元利収入	23,056,132 △	848,702	22,212,430
	5 受託事業収入	504,078 △	47,336	456,742
	7 雑収入	1,915,746 △	472	1,915,274
13 県債		29,018,000 △	1,377,000	27,641,000
	1 県債	29,018,000 △	1,377,000	27,641,000
歳入 合計		253,886,148 △	1,192,791	252,753,357
歳出	1 議会費	千円 691,034 △	千円 14,573	千円 676,461
	1 議会費	691,034 △	14,573	676,461
	2 総務費	14,546,460	1,615,030	16,161,490
	1 総務管理費	9,794,062	428,386	10,222,448
	2 企画費	707,037	1,337,194	2,044,231
	3 徴税費	1,458,234 △	24,884	1,433,350

4 衛生費	4 市町村振興費	1,467,630 △	56,027	1,411,603
	5 選挙費	554,028 △	53,463	500,565
	6 防災費	125,865 △	6,022	119,843
	7 統計調査費	246,490 △	3,878	242,612
	8 人事委員会費	93,117 △	3,453	89,664
	9 監査委員費	99,997 △	2,823	97,174
	3 民生費	14,031,020 △	877,536	13,153,484
	1 社会福祉費	6,817,200 △	485,261	6,331,939
	2 児童福祉費	4,445,662 △	208,331	4,237,331
3 生活保護費	2,756,044 △	183,944	2,572,100	
4 衛生費	1 公衆衛生費	2,461,498 △	263,947	2,197,551
	2 環境衛生費	560,430	3,916	564,346
	3 保健所費	1,249,801 △	23,418	1,226,383
	4 医薬費	4,408,441 △	25,103	4,383,338
5 労働費	1,161,512 △	92,755	1,068,757	
6 農林水産業費	1 労働費	287,162 △	7,834	279,328
	2 職業訓練費	569,075 △	74,613	490,462
	3 失業対策費	224,813 △	13,216	211,597
	4 労働委員費	84,462	2,908	87,370
	1 農業費	44,481,510 △	658,490	43,823,020
	2 畜産業費	12,207,330 △	117,988	12,089,342
	3 農地費	3,249,515 △	250,636	2,998,879
	4 林業費	16,801,191 △	11,464	16,789,727
	5 水産業費	7,883,384 △	65,138	7,818,246
	1 商業費	4,340,090 △	213,264	4,126,826
	2 工業業費	23,191,509 △	1,161,086	22,030,423
	1 商業費	14,905,712 △	119,838	14,785,874
2 工鉱業費	8,225,966 △	1,041,931	7,184,035	
3 観光費	59,831	683	60,514	
8 土木費	60,770,799 △	191,877	60,579,422	
1 土木管理費	486,151 △	10,832	425,319	

9 警 察 費	2	道路橋りょう費	24,126,287	159,847	24,286,134
	3	河川海岸費	15,577,428 △	196,294	15,381,134
	4	港 湾 費	9,912,150 △	42,621	9,869,529
	5	都市計画費	8,234,086 △	75,226	8,158,860
	6	住 宅 費	2,484,697 △	26,251	2,458,446
			10,294,061 △	101,099	10,192,962
	1	警察管理費	8,962,274 △	102,604	8,859,670
10 教 育 費	2	警察活動費	1,331,787	1,505	1,333,292
			48,580,373	738,529	49,318,902
10 教 育 費	1	教育総務費	3,559,626 △	9,669	3,549,957
	2	小学校費	17,591,611	528,973	18,120,584
	3	中学校費	9,102,263	143,666	9,245,929
	4	高等学校費	13,566,331	59,515	13,625,846
	5	特殊学校費	2,378,376	86,186	2,464,562
	6	社会教育費	1,298,836 △	37,321	1,261,515
	7	保健体育費	1,083,330 △	32,821	1,050,509

11 災 害 復 旧 費	1	農林水産施設災害復旧費	986,471 △	23,542	962,929
	2	土木施設災害復旧費	3,039,591 △	137,103	2,902,488
			22,026,774 △	67,652	21,959,122
12 公 債 費	1	公 債 費	22,026,774 △	67,652	21,959,122
			1,304,864	147,415	1,452,279
13 諸 支 出 金	1	公営企業支出金	226,253	2,123	228,376
	2	標葉施設利用税交付金	131,918 △	6,087	125,831
	3	自動車取得税交付金	946,693	151,379	1,098,072
歳 出	合 計	253,886,148 △	1,132,791	252,753,357	

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後	
			総額	年度割額	総額	年度割額
6 農 水 産 業 費	1 農 業 費	広域農業施設改善事業費	296,458	58	272,824	58
			59	161,148	59	134,450
						188,374

第3表 繰越明許費補正

追 加		款	項	事業名	金額
2	総務費	1	総務管理費	施設整備費	27,979
				地域開発計画推進費	11,054
3	民生費	2	児童福祉費	児童福祉施設設置費	6,431
4	衛生費	2	環境衛生費	公園等施設整備事業費	26,800
				地域改善対策事業費	166,145
6	農林水産業費	1	農業費	地区再編農業構造改善事業費	54,639
				地域畜産総合対策事業費	23,938
2	畜産業費			公共育成牧場整備事業費	11,929
				公社畜産基地建設事業費	7,825
8	農地費			県営ほ場整備事業費	74,694
				広域営農団地農道整備事業費	30,224
				県営畑地帯総合土地改良事業費	13,532
				団体営ほ場整備事業費	9,223
4	林業費			農村総合整備モジュール事業費	4,645
				単単土地改良事業費	3,176
7	木工費	2	工斂業費	新林業構造改善事業費	6,245
				林産振興費	8,050
8	土木費	2	道路橋りょう	林道開設事業費	35,638
				旧岩美鉾山鉾害防止事業費	18,139
2	道路橋りょう			道路管理費	9,200
				積雪寒冷対策道路事業費	14,400
3	河川海岸費			道路維持修繕費	9,000
				道路改良事業費	33,820
3	河川海岸費			単県道路改良事業費	10,083
				橋りょう架換事業費	4,800
3	河川海岸費			単県橋りょう架換事業費	5,000
				砂防維持修繕費	26,113
3	河川海岸費			河川改良事業費	381,571
				土地改良総合整備事業費	12,738

10 教育費	4 高等学校費	1 教育総務費	河川局部改良事業費	2,550
			河川災害関連事業費	11,920
			河川災害復旧助成事業費	195,748
			河川改修事業費	17,449
			市町村道橋等委託事業費	5,680
			砂防事業費	31,935
			地すべり対策事業費	14,058
			急傾斜地崩壊対策事業費	14,400
			砂防災害関連事業費	16,677
			ダム事業費	108,930
5 都市計画費	5 都市計画費	鳥取急傾斜地崩壊対策事業費	5,580	
		街路事業費	21,750	
		総合運動公園整備事業費	192,940	
		流域下水道事業費	142,719	
1 教育総務費	教育財産整備費	165,020		
	高等学校土地購入費	31,100		

11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	6 社会教育費	文化財助成費	1,666
		7 保健体育費	体育施設整備費	5,000
		1 農林水産施設災害復旧費	58年治山施設災害復旧費	49,218
			57年建設災害復旧費	9,487
		58年建設災害復旧費	361,337	
計				2,578,743

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 港湾費	鳥取空港整備事業費	千円 692,812	鳥取空港整備事業費	千円 1,014,512
		鳥取空港整備関連事業費	15,241	鳥取空港整備関連事業費	1,742,464
計			708,053		2,756,976

第4表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 509,139 △	千円 10,328	千円 498,811
	2 自動車管理事業費	17,520 △	2,300	15,220
	3 集中管理事業費	278,612 △	8,028	270,584
歳出	合計	514,960 △	10,328	504,632

昭和58年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
昭和58年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,489,901千円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,606,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 1,332,874 △	千円 567,106	千円 765,768

歳入	項	補正前の額	補正額	計	
					1 一般会計繰入金
歳入	合計	6,096,678 △	1,489,901	4,606,777	
		1 県債	2,488,940 △	950,633	1,538,307
		2 貸付金元利収	2,164,574 △	82,607	2,081,967
		3 諸収入	2,167,502 △	82,607	2,084,895
歳出	合計	107,362	110,445	217,807	
		1 繰越金	107,362	110,445	217,807
		2 歳入	1,489,901	1,489,901	2,979,802
		3 歳出	6,096,678 △	1,489,901	4,606,777

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
起債の利率		利率		利率
起債の方法		償還の方法		償還の方法

中小企業高度化 資金貸付金	千円 2,488,940	%	千円 1,538,307	%
計	2,488,940		1,538,307	

昭和58年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,676千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ614,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	一般会計繰入金	16,298△	1,676	14,622
		16,298△	1,676	14,622
歳入	合計	616,596△	1,676	614,920

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 農業改良資金 貸付事業費	1 農業改良資金 貸付事業費	616,596△	1,676	614,920
		616,596△	1,676	614,920
歳出	合計	616,596△	1,676	614,920

昭和58年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,805千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 財産収入		22,065△	19,544	2,521

歳 入 金	1 財産売却収入	22,063△	19,550	2,513
	2 財産運用収入	2	6	8
3 繰 入 金	一般会計繰入 1 金	175,506	6,148	181,654
5 諸 収 入	2 雑 入	45,417	2,591	48,008
6 県 債	1 県 債	56,000	4,000	60,000
	合 計	302,056△	6,805	295,251

歳 出 款	1 県営林事業費	補正前の額	補 正 額	計	
		千円	千円	千円	
		292,518△	6,207	256,311	
		1 職 員 費	104,396△	3,617	100,779
		3 保育事業費	129,533△	2,427	127,106
		4 処分事業費	1,285△	22	1,263
6 管理事業費	23,348△	141	23,207		

2 公 債 費	1 公 債 費	39,538△	598	38,940
	合 計	39,538△	598	38,940
歳 出 合 計		302,056△	6,805	295,251

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の 利率 方法	限度額 千円	起債の 利率 方法
県営林事業費	56,000	%	60,000	%
計	56,000	/	60,000	/

昭和58年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,379千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金	1 国庫補助金	千円 204,805 △	千円 68,590	千円 136,215
		204,805 △	68,590	136,215
2 使用料及び手数料	1 使用料	207,993 △	2,607	205,386
		207,993 △	2,607	205,386
4 繰 入 金	1 一般会計繰入金	17,010 △	7,942	9,068
		17,010 △	7,942	9,068
6 諸 収 入	1 雑 入	19,751	1,112	20,863
		19,751	1,112	20,863
7 県 債	1 県 債	285,000 △	149,000	136,000
		285,000 △	149,000	136,000
歳 入 合 計		746,406 △	227,027	519,379
歳 出				
1 事 業 費	補正前の額	千円 640,485 △	千円 223,220	千円 417,265
		640,485 △	223,220	417,265

公 債 費	1 事 業 費	640,485 △	223,220	417,265
	2 公 債 費	105,921 △	3,807	102,114
1 公 債 費	105,921 △	3,807	102,114	
歳 出 合 計	746,406 △	227,027	519,379	

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 正 前 限度額 千円	起債の 利率 %	補 正 後 限度額 千円	起債の 利率 %
県営増港水産施設事業費	285,000	%	136,000	%
計	285,000		136,000	

昭和58年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,129千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	1 事業収入		千円 23,118 △	千円 3,252	千円 19,866
3 繰越金	1 繰越金			1,123	1,125
歳入	合計		31,786 △	2,129	29,657

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営駐車場事業費	1 県営駐車場管理費		千円 31,786 △	千円 2,129	千円 29,657
歳出	合計		31,786 △	2,129	29,657

昭和58年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算
 昭和58年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の補正予算は、
 次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,214千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,102千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金		千円 37,942 △	千円 37,942	千円 0
2 繰入金	1 一般会計繰入金		117,373 △	20,271	97,102
3 諸収入	1 雑収入		1 △	1	0
歳入	合計		155,316 △	58,214	97,102

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道管理事業費			千円 155,316 △	千円 58,214	千円 97,102

歳 出	1 管理運営費	26,948	1,948	28,896
	2 業務費	128,368△	60,162	68,206
合 計		155,316△	58,214	97,102

昭和58年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和58年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財 産 収 入	1 財産売却収入	千円 105,990△	千円 18,000	千円 87,990
		105,990△	18,000	87,990
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	206,054△	12,000	194,054
		206,054△	12,000	194,054

歳 入	合 計	312,189△	30,000	282,189
-----	-----	----------	--------	---------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	千円 312,189△	千円 30,000	千円 282,189
		312,189△	30,000	282,189
合 計		312,189△	30,000	282,189

昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

（総 則）

第1条 昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 昭和58年度鳥取県営工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			

第1款 工業用水道事業 318,736千円 1,319千円 320,055千円

第2項 営業外収益 29,058千円 1,319千円 30,377千円
（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文かつて書中「103,687千円」を「102,883千円」に、

「42,555千円」を「54,270千円」に、「16,971千円」を「4,452千円」改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	15,090千円	804千円	15,894千円
第1項 出 資 金	15,090千円	804千円	15,894千円
(他会計からの補助金の補正)			
第4条 予算第7条中「26,718千円」を「28,037千円」に改める。			

昭和58年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和58年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 米子港横丁崎地区埋立地売却面積	2ヘクタール	△1.8ヘクタール	0.2ヘクタール
(2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積	3ヘクタール	5ヘクタール	8ヘクタール
(3) 境港外港竹内地区埋立事業工事費	3,406,485千円	△600,705千円	2,805,780千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補

正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 埋立事業収益	754,551千円	393,179千円	1,147,730千円
第1項 営業収益	754,015千円	385,345千円	1,139,360千円
第2項 営業外収益	536千円	7,834千円	8,370千円
支 出			
第1款 埋立事業費	460,676千円	△179,596千円	281,080千円
第1項 営業費用	413,571千円	△179,596千円	233,975千円
(資本的収入及び支出の補正)			

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつ書中「206,710千円」を「206,871千円」に、「9,089千円」を「0千円」に、「197,621千円」を「206,871千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,407,661千円	△600,866千円	2,806,795千円
第1項 企業債	3,247,000千円	△599,000千円	2,648,000千円
第3項 建設収入	159,463千円	△ 1,866千円	157,597千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,614,371千円	△600,705千円	3,013,666千円
第1項 建設改良費	3,407,683千円	△600,705千円	2,806,978千円
(継続費の補正)			

第5条 昭和56年度鳥取県管理立事業会計補正予算中第5条継続費の年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	境港外港 竹内地区 埋立事業	20,659,000千円	49年度	134,110千円
				50年度	168,064千円
				51年度	81,900千円
				52年度	693,240千円
				53年度	2,810,266千円
				54年度	2,772,527千円
				55年度	2,620,119千円
				56年度	1,740,234千円
				57年度	1,400,018千円
				58年度	2,805,780千円
				59年度	2,312,599千円
				60年度	3,120,143千円
(企業債の補正)					
第6条	予算第5条中	「3,247,000千円」を	「2,648,000千円」に改める。		
(一時借入金)の補正)					
第7条	予算第6条中	「3,879,000千円」を	「3,280,000千円」に改める。		
(利益剰余金の処分の補正)					
第8条	予算第8条中	「197,621千円」を	「206,871千円」に改める。		
昭和58年度鳥取県観光施設事業会計補正予算					
(総則)					

第1条 昭和58年度鳥取県観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収益	112,171千円	0千円	112,171千円
第3項 他会計からの借入金	78,347千円	△70,349千円	7,998千円
第4項 他会計からの長期借入金	0千円	70,349千円	70,349千円
支 出			
第1款 観光施設事業費	204,615千円	△70,349千円	134,266千円
第3項 他会計からの借入金償還金	78,347千円	△70,349千円	7,998千円
(資本的収入及び支出の補正)			
第3条 予算第4条本文かつて書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	104,900千円	0千円	104,900千円
第1項 他会計からの借入金	104,900千円	△104,900千円	0千円

第2項 他会計からの長期借入金 0千円 104,900千円 104,900千円

支 出

第1款 資本的支出 209,800千円 △104,900千円 104,900千円

第2項 他会計からの借入金償還金 104,900千円 △104,900千円 0千円

(一時借入金の補正)

第4条 予算第5条中「270,000千円」を「186,000千円」に改める。

昭和58年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 昭和58年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 昭和58年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 3,531,177千円 △ 9,936千円 3,521,241千円

第2項 他会計からの借入金 2,005,897千円 △ 9,936千円 1,995,961千円

第4項 企業債 1,058,000千円 △ 19,000千円 1,039,000千円

第5項 補助金 3,000千円 19,000千円 22,000千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中「1,058,000千円」を「1,039,000千円」に改める。

鳥取県告示第四百七号

昭和五十九年二月定例県議会で三月二十三日議決された昭和五十九年度鳥取県一般会計予算、昭和五十九年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県宮林事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県宮境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県森山大山有料道路事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県宮駐車場事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県県立学校農学実習特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和五十九年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和五十九年度鳥取県管電気事業会計予算、昭和五十九年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十九年度鳥取県管理立事業会計予算、昭和五十九年度鳥取県管観光施設事業会計予算及び昭和五十九年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和五十九年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和59年度鳥取県一般会計予算

昭和59年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 254,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税		千円 32,682,793
	1 県 民 税	9,173,153
	2 事 業 税	7,987,414
	3 不 動 産 取 得 税	1,555,827
	4 県 た ば こ 消 費 税	1,451,820
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	378,144
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	2,814,365
	7 自 動 車 税	5,019,414
	8 銃 区 税	5,145
	9 狩 猟 者 登 録 税	20,155
	10 自 動 車 取 得 税	1,575,706
	11 軽 油 引 取 税	2,686,924
12 入 猟 税	14,726	

2 地方譲与税	1 地方道路譲与税	2,015,468	2 国库補助金	49,921,985	
	2 石油ガズ譲与税	1,852,789		3 委託金	757,872
	3 航空機燃料譲与税	159,981		1 財産運用収入	8,306,256
3 地方交付税	70,390,000	2 財産売却収入	7,240,216		
	1 地方交付税		70,390,000	9 寄附金	44,196
4 交通安全対策特別交付金	214,725	10 繰入金	7,018,178		
	1 交通安全対策特別交付金		214,725	1 特別会計繰入金	642,906
5 分担金及び負担金	4,433,483	11 繰越金	100,000		
	1 分担金		1,368,840	2 基金繰入金	6,375,272
	2 負担金		3,064,643	1 繰越金	100,000
6 使用料及び手数料	3,708,050	12 諸収入	27,522,431		
	1 使用料		2,949,500	1 延滞金、加算金及び過料	90,735
	2 手数料		758,550	2 県預金利子	71,528
7 国库支出金	71,322,420	3 公営企業貸付金元利収入	2,760,007		
	1 国库負担金		20,642,563		

歳 入	債 債	4 貸付金元利収入	21,837,572		
		5 受託事業収入	296,823		
		6 収益事業収入	519,000		
		7 雑収入	1,946,771		
		13 県債	26,342,000		
		1 県債	26,342,000		
		合計	254,100,000		
歳 出	款 項	1 議 会 費	1 議 会 費	683,356	
			1 議 会 費	683,356	
		2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	9,798,483	
			2 企 画 費	394,638	
			3 徴 税 費	1,469,008	
			4 市 町 村 振 興 費	1,057,714	
		3 民 生 費	5 選 挙 費	6 防 災 費	137,427
				7 統 計 調 査 費	304,920
				8 人 事 委 員 会 費	93,560
				9 監 査 委 員 費	99,076
1 社 会 福 祉 費	6,953,856				
2 児 童 福 祉 費	4,415,495				
3 生 活 保 護 費	2,641,391				
4 災 害 救 助 費	9,342				
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費			2,304,660	
	2 環 境 衛 生 費	481,324			
	3 保 健 所 費	1,216,966			
	4 医 薬 費	4,468,815			
5 勞 働 費		1,122,457			

6 農 林 水 産 業 費	1 勞 政 費	270,457	9 警 察 費	2 道 路 橋 り よ う 費	22,219,225
	2 職 業 訓 練 費	543,494		1 警 察 管 理 費	8,802,848
	3 失 業 対 策 費	218,789		2 警 察 活 動 費	1,288,259
	4 勞 働 委 員 会 費	89,717		3 河 川 海 岸 費	13,642,248
7 商 工 費	1 農 業 費	10,483,607	4 港 灣 費	11,114,152	
	2 畜 産 業 費	3,530,795	5 都 市 計 画 費	7,407,892	
	3 農 地 費	16,893,066	6 住 宅 費	2,936,004	
	4 林 業 費	7,945,117	10 教 育 費	54,074,498	
	5 水 産 業 費	4,160,786	1 教 育 総 務 費	10,198,263	
8 土 木 費	1 商 業 費	14,054,068	2 小 学 校 費	16,779,808	
	2 工 鉱 業 費	8,184,600	3 中 学 校 費	8,937,944	
	3 観 光 費	206,453	4 高 等 学 校 費	13,453,094	
1 土 木 管 理 費	1 土 木 管 理 費	302,259	5 特 殊 学 校 費	2,246,271	
		57,621,780	6 社 会 教 育 費	1,228,251	
			7 保 健 体 育 費	1,230,867	

11	災 害 復 旧 費	1	農林水産施設災害復旧費	319,210
		2	土木施設災害復旧費	2,247,610
12	公 債 費	1	公 債 費	25,104,337
		13	諸 支 出 金	1,392,725
14	予 備 費	1	公 営 企 業 支 出 金	216,010
		2	娯楽施設利用税交付金	128,870
		3	自動車取得税交付金	1,047,845
		合 計		254,100,000

第2表 債務負担行為

新 規

事 項	期 間	限 度	額
鳥取県土地開発公社の借入金に対する債	昭和59年度から昭和63年度まで	鳥取県土地開発公社が昭和59年度に国庫債務負担行為による補助事業の	千円

債務保証	保母修学資金貸付金	看護学生等修学資金貸付金	中小企業設備貸与事業に関する損失補償	鳥取産業体育館室内官舎改良資金元利償還補助金	野菜価格安定対策事業補助	財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	乾しいたけ価格安定対策事業補助	野菜流通安定対策事業補助
用に供する土地の先行取得をするために金融機関から借り入れる1,810,925千円	昭和59年度から昭和60年度まで	昭和59年度から昭和62年度まで	昭和59年度から昭和71年度まで	昭和59年度から昭和68年度まで	昭和59年度から昭和60年度まで	昭和59年度から昭和60年度まで	昭和59年度	昭和59年度から昭和60年度まで
15,360	6,240	15,360	22,026	110,935	27,040	15,845		
財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金(昭和31年法律第115号)に基づいて設備総額300,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として債権の回収不能に生じた損失金額			融資元本781,496千円について損失補償契約に定める最終償還期到来後10か月を経過した日において、繰上返済金納付が弁済を受け、損失補償に相当する金額					

農業近代化資金利子補給	昭和59年度から昭和74年度まで	融資総額7,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の5/100に相当する金額	
農業近代化推進資金利子補給	昭和59年度から昭和65年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額	
果樹災害対策利子補給補助	昭和59年度から昭和60年度まで	昭和59年度における果樹災害にたいして、鳥取県果実農業協同組合連合会が4,165千円以内で行なう利子補給額の1/3に相当する金額	
水田高度利用促進対策事業補助	昭和59年度から昭和60年度まで	109,950	
財団法人鳥取県農業開発公社農用地取得資金借入金損失補償	昭和59年度から昭和65年度まで	融資元本425,795千円について損失補償契約に定める最終償還期限として、昭和10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会が井済法を受けることができなかつた元金合計額及び延滞金額に相当する金額	
広域営農団地農道整備事業気高2期地区勝谷トソネル工事	昭和59年度から昭和61年度まで	1,122,000	
漁業用燃油対策特別資金利子補給	昭和59年度から昭和63年度まで	融資総額350,000千円を限度とし、各年度の融資残高の6/100に相当する金額	
漁業近代化資金利子補給	昭和59年度から昭和74年度まで	融資総額1,200,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額	
漁業経営維持安定資金利子補給	昭和59年度から昭和67年度まで	融資総額200,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額	
漁業経営安定資金利子補給	昭和59年度から昭和61年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3/100に相当する金額	
一般国道431号道路改良事業用地購入費	昭和59年度から昭和63年度まで	292,505	
主要地方道倉吉福本線特殊改良用地購入費	昭和59年度から昭和63年度まで	138,062	
主要地方道倉吉江府海口線道路改良事業用地購入費	昭和59年度から昭和63年度まで	124,577	
一般県道秋里宮下線特殊改良一種事業用地購入費	昭和59年度から昭和63年度まで	128,437	
一般国道179号橋りょう架換工事(新竹田橋)のうち下部工事	昭和59年度から昭和60年度まで	242,000	
一般国道179号橋りょう架換工事(新竹田橋)のうち上部工事	昭和59年度から昭和60年度まで	458,000	
鳥取都市計画道路飛行場布勢線街路事業用地購入費	昭和59年度から昭和63年度まで	119,730	
米子境港都市計画道路橋本道四軒屋線街路事業用地購入費	昭和59年度から昭和63年度まで	1,007,614	
中小河川改修事業加茂川改良工事の橋り	昭和59年度から昭和60年度まで	410,000	

海岸保全費	132,000	同	上	同	上	上
砂防費	1,381,000	同	上	同	上	上
港湾建設費	1,049,000	同	上	同	上	上
港湾と頭用地造成費	148,000	同	上	同	上	上
境港管理組合費	269,000	同	上	同	上	上
空港費	2,746,000	同	上	同	上	上
街路事業費	712,000	同	上	同	上	上
公園費	460,000	同	上	同	上	上
下水道費	340,000	同	上	同	上	上
公営住宅建設事業費	885,000	同	上	同	上	上
警察施設費	97,000	同	上	同	上	上
交通指導取締費	70,000	同	上	同	上	上
教育財産管理費	2,030,000	同	上	同	上	上
高等学校施設設備整備費	910,000	同	上	同	上	上
治山施設災害復旧費	13,000	同	上	同	上	上
漁港施設災害復旧費	33,000	同	上	同	上	上

建設災害復旧費	506,000	同	上	同	上
港湾災害復旧費	123,000	同	上	同	上
直轄河川事業費	703,000	同	上	同	上
直轄海岸保全事業費	111,000	同	上	同	上
直轄妙防事業費	192,000	同	上	同	上
直轄港湾事業費	571,000	同	上	同	上
直轄災害復旧費	146,000	同	上	同	上
計	26,342,000				

昭和59年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
 昭和59年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定
 めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 503,460千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	210,000
	2 自動車管理事業収入	9,076
	3 集中管理事業収入	283,769
	2 繰越金	615
歳入合計		503,460
1 事業費	1 用品調達事業費	205,400
	2 自動車管理事業費	9,077
	3 集中管理事業費	283,469
	2 諸支出金	5,514
1 繰出金		5,514

歳出合計	金額
歳出合計	503,460

昭和59年度鳥取県収入証紙特別会計予算
 昭和59年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,792,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	2,736,772
	2 繰越金	55,860
2 繰越金	1 繰越金	55,860
	歳入合計	2,792,682

歳 出 款	項	金 額
1 一般会計繰出金		千円 2,726,405
	1 一般会計繰出金	2,726,405
2 諸 支 出 金		1
	1 債 還 金	1
3 予 備 費		66,226
	1 予 備 費	66,226
歳 出	合 計	2,792,632

昭和59年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和59年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,906千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を

負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第290条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 10,000
	1 国 庫 貸 付 金	10,000
2 繰 入 金		5,491
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,491
3 繰 越 金		15,817
	1 繰 越 金	15,817
4 諸 収 入		66,598
	1 貸 付 金 元 利 収 入	65,837
	2 雑 収 入	761

歳 入	合 計	97,906
歳 出		
款	項	金 額
1 母子福祉資金貸付事業費		千円 97,906
	1 母子福祉資金貸付事業費	97,906
歳 出	合 計	97,906

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度
修学資金貸付金	昭和59年度から昭和68年度まで	千円 62,064

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子福祉資金貸付金	千円 10,000	政府の定める方法による。	無利子 %	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項で定める方法による。
計	10,000			

昭和59年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
昭和59年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,667千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 繰 越	1 繰 越		千円 13,719
		金	13,719
	2 諸 収 入	1 貸付金元利収入	52,948
2 雑 入	2 雑 入	60	
	合 計	66,667	

歳 出 款	項	金 額
1 寡婦福祉資金貸付事業費		千円 66,667
	1 寡婦福祉資金貸付事業費	66,667
歳 出 合 計		66,667

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和59年度から昭和62年度まで		千円 14,328

昭和59年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和59年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,449,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により

起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 16,700
	1 国庫補助金	16,700
2 繰 入 金		718,494
	1 一般会計繰入金	718,494
3 繰 越 金		95,084
	1 繰 越 金	95,084
4 諸 収 入		2,377,204
	1 県預金利子	2,430
	2 貸付金元利収入	2,374,773
	3 雑 入	1
5 県 債		1,241,548
	1 県 債	1,241,548

歳 入	合 計	4,449,030
-----	-----	-----------

歳 出	款	項	金 額
1	中小企業近代化資金貸付事業費		千円 4,449,030
		1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,449,030
歳 出	合 計		4,449,030

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金貸付金	千円 1,241,548	中小企業事業団の定める方法による。	4.3%以内	中小企業事業団業務方法書に基づき都道府県に對する資金貸付規則第5条に定める方法による。
計	1,241,548			

昭和59年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
 昭和59年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 繰 越 金	繰 越 金	1 繰 越 金	180,224
		2 繰 越 金	180,224
		3 繰 越 金	420,194
2 諸 収 入	諸 収 入	1 貸付金元利収入	420,192
		2 県預金利子	1
		3 雑 入	1
歳 入	合 計		616,143

歳 出	款	項	金 額
1	農業改良資金貸付事業費		千円 616,143

	1 農業改良資金貸付事業費	616,143
歳 出	合 計	616,143

昭和59年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和59年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,331千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額 千円
1 国庫支出金	1 国庫補助金	1,665
2 繰入金	1 一般会計繰入金	1,665
3 繰越金		1

	1 繰越金	1
4 諸 収 入		92,000
	1 貸付金元利収入	91,998
	2 県預金利子	1
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	95,331

歳 出

款	項	金額 千円
1 林業改善資金貸付事業費		95,331
	1 林業改善資金貸付事業費	95,331
歳 出	合 計	95,331

昭和59年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和59年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ305,187千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入

歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 1,770
	1 国庫補助金	1,770
2 財産収入		52,086
	1 財産売却収入	52,084
	2 財産運用収入	2
3 繰入金		151,042
	1 一般会計繰入金	151,042
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		50,139

債	金額
1 受託事業収入	100
2 雑入	50,039
6 県債	50,000
1 県債	50,000
歳入合計	305,137

歳出	項	金額
1 県営林事業費		千円 263,195
	1 職員費	105,459
	2 造林事業費	3,933
	3 保育事業費	122,917
	4 処分事業費	11,896
	5 公有林野分収造林事業費	100
2 公債費		18,890
	6 管理事業費	18,890
2 公債費		41,942
	1 公債費	41,942

3	繰越金	繰越金		500
		1 繰越金		500
4	収入	諸収入		50,947
		1 貸付金元利収入		50,945
		2 県預金利子		1
		3 雑収入		1
歳入合計				93,464

1	沿岸漁業改善資金貸付事業費	歳出		93,464
		1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		93,464
		合計		93,464

昭和59年度鳥取県燕山大山有料道路事業特別会計予算
 昭和59年度鳥取県の燕山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,984千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算
 歳 入

1	諸収入	歳入		6,984
		1 雑収入		6,984
歳入合計				6,984

1	公債費	歳出		6,984
		1 公債費		6,984
		合計		6,984

昭和59年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算
 昭和59年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,420千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	19,425
	1 事業収入	19,425
2 繰入金	1 一般会計繰入金	7,017
	1 一般会計繰入金	7,017
3 繰越金	1 繰越金	10,949
	1 繰越金	10,949
4 諸収入	1 雑収入	29
	1 雑収入	29
歳入	合計	37,420

歳 出

款	項	金額
1 県営駐車場事業費	1 県営駐車場管理費	37,420
	1 県営駐車場管理費	37,420
歳出	合計	37,420

昭和59年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計予算

昭和59年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,716千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	10,145
	1 負担金	10,145
2 繰入金	1 繰入金	127,569
	1 繰入金	127,569

3 繰 越 金	1 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	127,569
			1
4 諸 収 入	1 雑 入		1
		合 計	137,716

1 流域下水道管理事業費	1 管 理 運 営 費	項 目	金 額
			千 円
			137,716
			2 業 務 費
102,387	合 計	137,716	

昭和59年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和59年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
第1表 歳入歳出予算
歳 入

1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	金 額
		千 円
139,467	139,467	
2 繰 越 金	1 繰 越 金	3,511
		3,511
3 諸 収 入	1 雑 入	25
		25
143,003	合 計	143,003

1 県立学校農業実習費	1 県立学校農業実習費	金 額
		千 円
143,003	143,003	
143,003	合 計	143,003

昭和59年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和59年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,722千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 144
	1 国庫委託金	144
2 財産収入		101,190
	1 財産売却収入	101,190
3 繰入金		201,387
	1 一般会計繰入金	201,387
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	302,722

歳 出

款	項	金額
1 県立学校水産実習船実習費		千円 302,722
	1 県立学校水産実習船実習費	302,722
歳出	合計	302,722

昭和59年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和59年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,000
	1 負担金	1,000
歳入		

2	繰 入	金	1,000
1 一般会計繰入金			1,000
歳 入 合 計			2,000

1	歳 出	款	項	金 額
中海地区新産業都市建設協議会費		中海地区新産業都市建設協議会費		2,000
歳 出 合 計				2,000

昭和59年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和59年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 131,034,000KWH
- (2) 新幡郷発電所調査費 95,000千円
- (3) 袋川発電所調査費 500千円
- (4) 若桜発電所調査費 5,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 電気事業収益 | 1,234,528千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,227,197千円 |
| 第2項 営業外収益 | 7,331千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 電気事業費 | 1,160,066千円 |
| 第1項 営業費用 | 799,456千円 |
| 第2項 営業外費用 | 360,610千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 286,883千円は当年度分損益勘定留保資金 178,782千円、繰越利益剰余金処分額60,106千円及び当年度利益剰余金処分額47,795千円で補てんするものとする。)

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 収 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 1千円 |
| 第1項 固定資産売却代金 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 286,684千円 |
| 第1項 建設改良費 | 110,500千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 176,184千円 |
| (一時借入金) | |
| 第5条 一時借入金の限度額は、211,000千円と定める。 | |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 449,775千円

(2) 交際費 400千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち 60,106千円及び当年度利益剰余金のうち 47,795千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和59年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和59年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 20,440,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 341,791千円

第1項 営業収益 312,792千円

第2項 営業外収益 28,999千円

支 出

第1款 工業用水道事業費 270,575千円

第1項 営業費用 214,048千円

第2項 営業外費用 56,527千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 114,118千円は当年度分損益勘定留保資金45,324千円、過年度繰越欠損金減少に伴う留保資金53,685千円及び当年度繰越欠損金減少に伴う留保資金15,109千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 66,234千円

第1項 企業債 50,000千円

第2項 出資金 16,234千円

支 出

第1款 資本的支出 180,352千円

第1項 建設改良費 50,000千円

第2項 企業債償還金 70,352千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 60,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 観光施設事業収益	105,816千円
第1項 営業収益	41,032千円
第2項 営業外収益	205千円
第3項 他会計からの借入金	64,579千円
支 出	
第1款 観光施設事業費	184,176千円
第1項 営業費用	72,384千円
第2項 営業外費用	47,213千円
第3項 他会計からの借入金償還金	64,579千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 108,660千円は、一時借入金で措置するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	108,660千円
第1項 他会計からの借入金	108,660千円
支 出	
第1款 資本的支出	217,320千円
第1項 建設改良費	880千円
第2項 企業債償還金	107,780千円
第3項 他会計からの借入金償還金	108,660千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、176,000千円と定める。

昭和59年度鳥取県宮病院事業会計予算
（総 則）

第1条 昭和59年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	698床
(2) 年間入院患者数	232,140人
(3) 年間外来患者数	324,416人
(4) 一日平均入院患者数	636人
(5) 一日平均外来患者数	1,096人
(6) 主要な建設改良事業	厚生病院整備事業 923,399千円 医療機器備品 223,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,119,607千円
第1項 医業収益	6,395,549千円
第2項 医業外収益	724,058千円
支 出	
第1款 病院事業費用	7,457,192千円
第1項 医業費用	7,239,131千円

